資料４

令和５年(ワ)第 532 号不当利得返還請求事件の解決金について

・ 本市は駐車場料金から民法上請求可能な約 204 万円の返還を求めたが、裁判所は、本市が相手方の土地に囲まれた本件各土地を駐車場として経営し、相手方が得ていた料金を得ることはできないと判断。
・ 紛争の解決を目的とした双方の合意による金銭のため、名称こそ解決金であるが、本訴訟の解決を図る金銭であることを明確にするため、本訴名が付されている。
・ 不当利得元金は、土地の使用料に相当する額で算出されている。

【内訳】（解決金の内訳を裁判所から「参考」としてお示しいただいた資料より抜粋）

⑴ 不当利得元金
182 万円 × 年３％ × ９年６か月（※） ＝ **51 万 8,700 円**
（不動産鑑定評価額 × 期待利回り × H25.4.1～R4.9.30）

⑵ 遅延損害金 （～R8.3.31 まで）

① ～	R2.3.31	（法定利率５％）	17 万 1,990 円
②	R2.4.1 ～	（法定利率３％）	1 万 7,607 円
遅延損害金合計			**18 万 9,597 円**

総計 70 万 8,297 円 → 71 万円（切上げ）

【参考】
1 期間は、H24 黒瀬橋耐震工事期間6か月（H24.10.1～H25.3.31）を除く。
2 民法
第 166 条（債権等の消滅時効）
債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
二 権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。
第 703 条 （不当利得の返還義務）
法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。
第 704 条 （悪意の受益者の返還義務等）
悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。